

第 1 7 回

環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日 (水)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後3時30分開会

事務局（植田） それでは、まだお見えになってない方いらっしゃいますけれども、時間になりましたので始めさせていただきたいと思います。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、例によりまして資料の確認をさせていただきます。

本日皆様のお手元に、まず本日のプログラムでございます。1枚のものでございます。

それから、ジェットロ環境社会配慮ガイドライン（案）ということで、これはパブコメにかけたもの、全く同じものでございます。日付だけ変えてございますが、それをお配りしております。

それから、別添の といたしまして、後でご説明させていただきますが、この環境社会配慮実施に関する規程（案）ということで、これはジェットロの内部でこのガイドラインを位置づけるための文書でございますけれども、そちらの方をお配りさせていただいております。

事務局からの資料は以上でございますが、このほか、松本委員からのご提案で経済産業省への提言（改訂版）という資料をお配りしてございます。こちらにつきましては、後で委員長及び松本委員の方からお話があるかと思えます。

それでは、早速これより議事の進行を委員長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

原科委員長 どうもきょうもありがとうございます。

今回で第17回目になります。きょうで最終回にしたいと思っておりますが、今ご紹介のようなことで、このプログラムに従って進めてまいります。

まず最初は、パブリックコメント募集結果についてのご報告を事務局からお願いいたします。

事務局（植田） それでは、パブリックコメント募集結果につきましてご報告を申し上げます。

既にご案内のとおり、パブリックコメントにつきましては、当初1カ月の予定で10月26日、金曜日から11月26日の月曜日までということで、ジェットロのウェブサイトを通じて実施いたしました。しかしながら、この間特にご意見はございませんでした。そこで、原科委員長より、意見の募集についてできるだけ努力を行うという意味で、1週間延長してはどうかというアドバイスをいただきまして、さらに1週間延長し、12月3日、月曜日までパブリックコメントの募集を実施させていただきましたが、その結果、やはりご意見はございませんでしたので、この場でご報告を申し上げます。

あと、ご意見はなかったんですが、1つご披露いたしますと、一つの反響としてご紹介でございますが、民間のシンクタンクにおられる外国人研究員の方から、ジェトロはこういうことをやっているということで、ご自分がいまCSRの研究を行っているので、ぜひ意見交換をさせていただきたいというようなご連絡をいただいております。

以上でございます。

原科委員長 どうもご報告ありがとうございました。

というような次第でございまして、1月ちょっと結局時間をかけましたけれども、特にご意見はいただいております。ということで、その間ずっと公開でまいりましたので、この問題に対してご意見のある方、いろんな形でインプットは可能であったかと思えます。そういうふうなことで、今回特段のご意見をいただかなかったということは、この原案で基本よろしいということだと思えます。

ということですが、そういうふうなことを踏まえまして、このガイドラインの案につきまして、最終的にこの段階で改めて何かございましたらご指摘願います。いかがでしょうか。

我々この形で公表しまして、特にご意見もございませんので、基本的にはこの形でのよろしいかとは思いますが、そのようなことであれば、これでお認めいただきたいと思えますが。

松本委員、どうぞ。

松本委員 実際、ジェトロのガイドラインの前にJBICやJICAがありまして、今そうしたところが来年10月の組織改変に向けて見直し作業をしているという、そのプロセスを拝見しながら思うことが1点あります。きょうこのガイドライン(案)の中身をいじるということは、既にパブコメも終わっていますし、適切ではないと思うんですが、一言ちょっと議論をしていただきたいことがあるのは、やはり運用について、人がかわってしまうと大分誤解や混乱ということがあると思うんですね。この場で清水部長とは大分、これはこういうことを書いてはいかがですかというような詰めた議論もさせていただきましたが、しかしその中でやはりジェトロとしてはここはこう考えているから大丈夫だとか、実際にはこういうふうにするんだから問題はないでしょうというようなご説明を多々いただいて、その上で私たちも、なるほどそうであれば、そういう文言は必要ないでしょうという議論をしてきたかと思えます。

確かにそれは議事録という形で残っているんですが、今後運用に当たって、皆がその大量の議事録を毎回リファアーしながら、あたかも裁判を進めるかのように判例に基づいて判断していくということは、それなりに大変なことだろうとJICAやJBICを見ていても思うところがあります。

なので、これは可能であればですが、やはり少し揉めたところであったりあるいは解釈が必要であったりする場所に対して、コメントールみたいなもの、あるいはJ B I Cから出てきて以来「FAQ」という言葉がちょっとこの世界では結構使われますが、やはり解釈が必要な部分については少し説明したものを添えた方がいいのではないかというふうに思っております。今この段階でどの部分が説明が必要かということをやっと私明確には言えないんですけども、そういうものがあつた方が今後の運用の参考になると思いますので、規程ができて、新しい諮問委員会等々の体制が整うのと同時に、そうしたものが来年の4月くらいあるいは5月くらいをめどにつくられるのがいいのではないかというふうに思った次第です。

以上です。

原科委員長 今のご意見大事なことだと思いますが、それちょっと後で議論を進める。この案自体はよろしいですね。

それでは、案は一応お認めいただけたということにいたしましょう。

それでは、その後の運用につきまして、今松本委員がおっしゃったようなことは私も同じように感じます。実際、現実について最近そういうこともありましたね。J I C Aの審査会でそういうような議論があつたばかりですから、大変それを強く感じます。

J I C Aのガイドラインをつくりましたときも、最後の段階でやはり解説みたいなものをつくったらどうかというのはあつたんです。解説書をつくろうと。ただ、そこまでやるのは大変だということで、議事録をしっかりと書いてあるので、それに対応すればいいだろうと言って進んでまいりました。実際、議事録はちゃんとできておりますので、そういったものを参照しながらということができたわけでありまして、確かにちょっとそれでは煩雑になります。

それからもう一つ、議事録だけでは、じゃあ結論はどうなったのかを明確には確認しづらい面もありますね。ですから、そういったものは何か解説みたいなのが、重要なものに関してはあつた方がいいような感じがいたします。

どうでしょう。

住吉理事。

住吉理事 J I C Aさんの経験というか、どういうふうにやってこられたのかお教えいただけますか。

田中委員 私どもでは19回にわたりまして改定委員会というのが開かれまして、その提言をJ I C Aの方で受けまして、ほぼ提言どおりの形でこのガイドラインができました。ただ、その時点では、また運用についてのいわゆる手引書ですとか、それから運用のための先ほど言

いました説明というようなところは十分にできていない部分がありました。実は、おととい審査会というのがございまして、まさに運用上どうなのか、あるいはガイドラインのこの文章をどう解釈するかで、審査会の委員の皆さんで少し認識が違う部分が出てきたりもしております。これは実際の運用上の課題ですね。そういうこともございまして、だれが見ても、それから人がかわってもこの解釈はこうじゃないかということで、はっきりさせておいた方がいいんじゃないかという議論が、おとといの審査会でも出たことがございます。

したがって、特にプロセスのところ、どの部分でどういう対応 J I C A の場合ですと、諮問と答申というのを願うようになってはいるのですけれども、どの部分でそれを本当にするのかとか、そういったところをやっぱりはっきりとさせて、ガイドラインには書いてあるのですけれども、その解釈上でまたいろんな解釈がございました。今回のジェットロの皆様ガイドラインの場合には、どの部分がというのはまた議論をしたらよろしいかと思っておりますけれども、大事な部分については誤解が生じないような、そういった手引書は、簡単なもので結構だと思うのですけれども、要点がきちんとわかるようなものを箇条書きでも、あるいは内容を絞ったものでもおつくりになられたら、そういった誤解は起きないのではないかと、そういうふうに思った次第です。

それから、今回パブリックコメントがなかったということはどう解釈するかというのを私自身も考えたのですが、J I C A のガイドラインのときにはいろいろやはり意見が出ました。しかしながら、今回の皆様方のジェットロの委員会も非常に透明性を高めて、すべての議事録も公開していますし、それからだれがここに参加してもいいということでやってまいりましたので、もし意見があれば、そのときに意見を言っておられた方も本当はいたはずなのですね。パブリックコメント募集でオープンにしておられましたので、本当は意見があればそれも出せるのですが、出てこなかったということをお考えすると、私自身はやはりかなり中身が詰められて、そしてだれが見てもそれほど異論が出にくくなっている、つまりかなり熟度がこの時点では高いジェットロガイドラインができているからこういう状況にあるのかなと、個人的にはそう思った次第です。

以上です。

原科委員長 どうもありがとうございました。

では、その解説書みたいな簡単なものですが、これはどうでしょう。住吉理事、そういうふうなことはいかがでございましょう。

住吉理事 どの程度の作業量になるかちょっとよくわかりませんが、基本的にはそう

いったものを 解説書というのかしら。何ていうんでしょう。

原科委員長 マニュアルですか。何ていうんですかね。

住吉理事 マニュアルというのか。余りまた……

原科委員長 凝ると大変ですよ、これね。

住吉理事 大変になってしまっただけという風になると、もうあれなので、できるだけ絞った形で解説するものがないのではないのでしょうか。

原科委員長 フローチャートとかそれから用語の解説とか、そういうふうな部分では。

住吉理事 何かそういうのは、それは必要だろうと思っています。つくるように。

原科委員長 よろしくお願いいたします。

事務局（藤崎） 私の方で、これまでの経過も踏まえまして、例えば議事がもめたところとか、そういったところはリファアできるような形にして、マニュアルを一応作成しておこうと思います。それでないと、今のガイドラインだけだと職員の方も恐らくどうしたらいいのかわかんないだろうと思うんですね。ですから、何とか新しい年度になる前に、そういったものもつくった上で、例えば内部での研修等もやっておきたいと思っています。

以上です。

原科委員長 そうですね。研修の資料にも使えますし、そういうようなことで活用していただきたいと思っています。議論が終わったところですので、早いうちがいいですから、ぜひよろしくお願ひします。

山田総務部長 あくまでも、この委員会の議論の範囲の中のことをリファアしていくと、こういうことですね。これがないとやっぱり難しいと思いますので、運用マニュアルということにして、解説書をつくって研修すると。

原科委員長 そうですね。あと、内容の検討、この後の計画では審査諮問委員会等がございますから、そういったところでまた確認していただければいいと思います。そのように作業を進めていただきたいと思います。これは次の議題でまだ決まっておりますけれども、そういうふうなお考えだと聞いております。

それでは、ガイドラインに関しましてはこの案を認めていただきましたが、さらにそういった解説の役に立つような資料をつくっていただくということにいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 1点だけ。民間の皆さんは今関心があるのは、このガイドラインがいつから適用

になるのかということが非常に興味を持っておられます。内々にはいろいろと聞いておられますけれども、議事録に残す意味では、事務局の方からどういう形で実施になるのか。といたしますのは、本年の案件はほとんどもうたしかご採択してオン・ゴーイングだと思しますので、実施している人たちにとってはさかのぼってというのは基本的に難しいと思しますので、そういうことも含めて、どういう形で施行を適用してくるのか、タイムスケジュール的なものをご説明いただければと思います。

原科委員長 それでは、スケジュールについてご説明ください。

山田総務部長 皆さんのお手元に規程の（案）というものをお配りしております。これまで、この委員会の場でもご説明しておりますが、私どもにおけるこのガイドラインのリーガルな位置づけというのは、ジェット口でいいますと法律になります。規程と内規と分かれています、ジェット口の中では規程というのが一番根幹のルールになるわけですが、この規程として位置づけて、1月1日から施行したいというふうに今考えております。これへ向けまして、今週の課長会 きょうは案が委員会の案として固めていただけましたら、それを持ってジェット口の部内の手続に入ります。部内の手続はまず課長会、これは早速金曜日にかけて、来週の部長会、それから役員会に諮りまして、そこの議を経て、理事長までの文書決裁で1月1日から施行すると、こういう手順で今考えております。一応、役員会では内容を説明しておりますので、紛糾をするということはほぼないのではないかというふうに思っております。

原科委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

平成20年1月1日からということでございます。施行ということですね。ですから、今高梨委員がおっしゃったように、これはさかのぼって適用ということではなくて、これ以降ですから、案件形成調査は実質的には来年度からのものになるというふうなことになりますでしょうかね。

はい、どうぞ。清水部長、どうぞ。

清水産業技術部長 今年度の調査はもう進んでおりまして、そろそろ報告書のドラフトが出てくるタイミングでございますので、遡及適用ということはできません。従いまして、来年度我々がこの事業を受託できるのであれば、来年度から適用を始めるということになるかと思っております。

なお、今年度の調査段階でもこのガイドラインの議論は始まっており、我々から基本的な考え方は実施主体には伝えてありますので、ガイドラインに反映されている精神から大きくずれる報告書が出てくるとは考えておりません。しかし、細かい点について一つ一つ見ていった場合、

実施主体にこのガイドラインを示しているわけではございませんので、今年度提出される報告書については100%対応できているかという、そうはならないであろうと考えます。来年度の諮問委員会をどう動かすかというのは、また次の議論になろうかと思えますけれども、その段階で今年度の報告書がガイドラインに合っていない、合っているという議論はちょっと難しいだろうと考えているところでございます。いずれにしても、来年度から適用できればと考えております。

原科委員長 わかりました。

そのほかCSR関係でございますので、この辺は可能なものから適用していただければと思いますが、大きなものとして案件形成調査は今のようなことです、実質的には来年度からということでございます。

よろしいでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 今、清水部長がおっしゃられた点なのですけれども、JICAの場合も2004年の4月1日から新しいガイドラインが施行されて、それ以前に採択された案件については、基本的には遵守という形ではございませんでした。しかしながら、準ずる形でやはりガイドラインは適用して、実際動いているのは4月1日以降にも動いているものもございましたので、そこではこの概念をやっぱり取り入れて作業をしまいりました。したがって、先ほど清水部長がおっしゃられたように、実際今やっておられる方々もこういうマインドを持ってやられていると思いますので、ぜひそこはいいものができてくれば、次の段階でもしJICAの方で調査するようなものがあれば、そういうマインドがあってつくられたレポートというのは非常に有用だと思います。

原科委員長 どうもありがとうございます。

じゃあ、ガイドラインにつきましては、これでよろしいでしょうか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 2点ほど確認したいのが、1つは先ほどちょっと委員長がおっしゃったんですが、ストラクチャーですね。例えばこの諮問委員会って一体どこにつながっていくのかとか、そういうものというのはぜひつくっていただきたいと思います。この規程の中も機構に諮問委員会を置くというふうには書かれているんですが、どこに対して答申をされるのかということがちょっと、余り具体的に議論はしなかったと思いますので、そこをちょっとクリアにしておきたいのと、あとこれの英語版というのは大体いつぐらいをめどにつくられるか、あるいはつくる

予定があるのかと。先ほど、外国人のシンクタンクの方が関心を持たれたという話もありましたけれども、やはりこういう公的な機関でCSRのガイドラインを持つというのは、昨今、多分関心を持たれると思いますので、そのあたりについてももしご計画があれば教えていただきたいと思います。

原科委員長 今回の2点いかがでしょうか。これはどちらからお願いできますか。じゃ、藤崎さん、お願いします。

事務局（藤崎） 英文につきましては、これから早急に作成したいと思っております。

それから、諮問委員会の位置づけでございますけれども、私どもの想定といたしましては、環境審査役は総務部の総務に置かれておりますので、総務担当の理事が諮問委員会の皆さんに諮問をするという形になります。そして、その答申が今度は総務担当の理事に返ってくるということでございます。

原科委員長 今のご説明でよろしいですか。

この環境社会配慮審査役ですね、この方が諮問されるわけですか。

事務局（藤崎） いや、総務担当の理事です。

原科委員長 この審査役は。

事務局（藤崎） 審査役は単に事務局です。

原科委員長 ああそうか。理事はまた別なんですね。総務担当の理事。いいですか。

松本委員 いわゆる第三者機関の異議申し立てというのでもないですし、そうであるJICAですら副理事長直属になってしまっているの、そういう意味からいけば、特に今回の場合は助言をしていくという明確な役割がありますので、私は総務担当理事ということでいいのかと思っています。

原科委員長 はい。じゃあ、その点、確認いたしました。

ほかにはいかがでしょう。

それでは、ガイドライン（案）をお認めていただいて、それに関連することも議論いただきましたので、これでこの件につきましてはここで終わらせていただきます。

では、次に今度は運用の段階に入りますので、この規程についてご準備いただきまして、別添2になりますが、これをご説明ください。次の議題へ入ります。

事務局（植田） それでは、私の方から規程について。

今、大枠につきましては、総務部長の山田からご説明があったとおりでございます。規程と

というのは、我々ジェットロの職員にとってはなくてはならないルールといえますか、掟といえますか、大変重いものでございまして、日々業務を行うに当たり、参照するものでございます。ここに環境社会配慮というのを一つきっちり位置づけようというのが基本的考え方でございます。ほかには、例えば倫理規程とか個人情報保護規程とか、大変重要なテーマが規程ということで定められているわけでございます。

内容につきましてでございますけれども、一番最初になぜこの規程があるかという目的が書かれております。この規程は、環境社会配慮に関するものであるということでございます。

次に、ガイドラインということで、このガイドラインを法的にジェットロにどういうふうに位置づけるかというところを明確にしているのがこの部分でございます。第2条のところ、まずジェットロとしてきっちり環境社会に配慮した業務運営を行うんだということを明言した上で、具体的には、その実施についてはジェットロ環境社会配慮ガイドラインに定めるという形になっております。これで皆様にこの場で策定いただいたガイドラインというものが、ジェットロの規程としっかり結びつけられたということになるわけでございます。

それから、その後、組織的なことで2つ項目を立てておりまして、1つが環境社会配慮諮問委員会でございます。こちらに書いてあるとおりでございます。外部有識者から成る委員をもって構成をし、委員の任期は原則2年ということで案とさせていただいております。これは、ジェットロにほかにもいろんな委員会があるのですが、大体2年ということになっておりますので、それに準じた形で2年とさせていただいております。

それから、諮問委員会は定期的に公開で開催をするということを書かせていただいております。この定期的ということでございますが、我々のイメージといたしましては、これまでもこの委員会で議論してありまして、大体5月ごろですね、案件形成調査の結果がすべて出たところでこの委員会を開催するというようなイメージであります。

その下に書いてある3点につきまして、助言をいただくということになっておりますが、これは既にガイドラインの中に書いてあるものをそのまま文章にしたものでございます。

それから、その次の環境社会配慮審査役ということでございますが、これは総務部に置きます。総務部の環境社会配慮審査役は、その後の4つある項目につきまして事務を処理するというようになっております。これはきちっと人事発令でこの審査役というのを位置づけることになっておりまして、この4点につきましても、これも基本的にガイドラインの中に明示したものでございます。

先ほど山田が申しましたとおり、平成20年1月1日施行ということで、これから準備を進

めてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

原科委員長 ご説明どうもありがとうございました。

今のこの規程について何かご質問等ございますでしょうか。

これはもう文言ができていますので、いじるということはないんですね。これも議論して少し直すこともあるんですか、これは。

山田総務部長 もちろん、これから各レベルの会にかけますので、その途中で修正が入れば変わり得るものですが、常識的に見て、通常は原案が採択されるケースが大半であります。

原科委員長 では、むしろこの段階でご意見いただいて、必要な修正があればやっておいた方がいいということになりますか。

山田総務部長 そうですね。ご意見いただくのはよろしいかと思えますね。

原科委員長 田中委員、どうぞ。

田中委員 諮問委員会の会合は公開でというお話でございましたけれども、私どもも審査会の方は公開で、議事録もとっているのですけれども、その議事録も公開しているのですが、そのあたりはちょっと確認させていただきたいのですけれども、どういうふうになるのでしょうか。

事務局（藤崎） ガイドラインにも書いてありますけれども、完全に公開 現在と同じでございます。完全に公開でございます。

田中委員 議事録もとられて。

事務局（藤崎） 議事録ももちろん。

田中委員 それもウェブで公開ですか。

事務局（藤崎） 公開です。

田中委員 ありがとうございました。

原科委員長 だから、議事録公開って書いておいた方がいいんじゃないですか。そうしたら、これは。

事務局（藤崎） ガイドラインの方にですね……

原科委員長 でも、これに書いておいた方がわかりやすいでしょう。

事務局（藤崎） ガイドラインでですね、これはガイドラインの2ページの5でございますけれども、ここで、「ジェットロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事

業の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し等について専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する」と、こんなふうに記されております。これは皆さんと議論して、その上で決めてございますので、このとおりやらさせていただきます。

原科委員長 はい、どうぞ、宮崎委員。

宮崎委員 規程に入れることは必要ないと思いますが、ちょっと教えてください。

諮問委員会というのは、今お考えになっていると思うんですけども、大体何名ぐらいの諮問委員の方をお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

事務局（藤崎） まだ内部で全部詰めていないものですからはっきりとしたお答えはできないんですけども、この規程がこれから1週間から10日ほどで内部的に正式に決まりますので、それを受けて可及的速やかに選定の方も進めたいと思っております。

原科委員長 でも、いつぐらいのスタートですか、その諮問委員会は。

事務局（藤崎） 規程自体は1月1日で何とかいきたいと思っているんですけども、そこまで間に合うかどうかというのはちょっとまだわかりませんので、そこは可及的速やかにということでご勘弁いただきたいと思っております。

原科委員長 よろしいですか。

宮崎委員 結構です。

原科委員長 田中委員、どうぞ。

田中委員 もう一点確認ですが、ガイドラインの見直しにつきまして、私どもJICAの場合には、施行されてから5年以内に見直しという言葉が入っているのですが、このあたりはどういうふうになるのでしょうか。

事務局（藤崎） これもガイドラインに関する議論の途中でその話が出てまいりまして、3ページ目の6で5年以内ということで、JICA、JBICと同じように定められております。3ページの上の方です。

原科委員長 3ページですね。6ですか。ガイドラインの改定についてのところで記載しました。

田中委員 そうすると、この見直しというのは、5年後見直しという意味でしょうか。この規程の方の、見直しと書いていますけれども。

事務局（藤崎） はい。規程の方は、実は私どもはちょっとJICA、JBICさんと違いまして、CSRとかそういったものも含んでおりますので、例えば関連してくる世の中のさま

ざまな動きというのは、はるかに早いと思います。そういったことにつきましてはどんどん

これは例えばガイドラインの案に参考資料なんかがついているんですけども、こういったものなんかはどんどん変わってくる可能性があります。このような世の中の変化については、諮問委員会の専門の皆さんからどしどしご助言をいただき、これを活用させていただくということになると思います。そういった想定でありますので、5年とは限りません。ですから、諮問委員会の委員の皆様には常時必要に応じ意見があったら入れていただくということになると思います。

原科委員長 適宜やって、必要があればどんどんやっていくということですね。

どうですか、私先ほどその議事録公開がちょっと気になりまして、やっぱりここに書いておいた方がいいように思いますけれども、その必要はないですか、規程に。「諮問委員会は定期的に公開で開催され、議事録はホームページ上で公表する」とか、どうでしょうか。

住吉理事 規程ですから、そこまでは書かない……

原科委員長 書かない方がいいですか。

住吉理事 網かけをしておくだけでいいです。

原科委員長 公開ということの意味を広くとって。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 規程というよりは、今の議論で確認をさせていただきたかったんですが、ガイドラインの中に2つ資料っぽいものが入ってしまっていて、1つは今藤崎さんがおっしゃった最後の17ページ以降にある参考資料ですが、もう一つは7ページですね。7ページに例というか例示がなされていて、こちら世の中の動きによって変えられると。ガイドラインの議事の中では、最後の参考資料についてはガイドラインの一部ではないという位置づけで、世の中の動きに合わせて適宜改定していきましようとはしたんですが、この7ページ目の例については、基本的にはガイドラインの一部として置いていたというのが私の理解なんです。こういうのが後で混乱するので手引書が必要だということの一つになるんですけども、この場合は実際本当に改定というようなことになっていくと思うんですが、この辺についての理解というのはどうなっていますか。

事務局（藤崎） それは松本さんが言われるとおりです。参考資料よりこちらの例の方が重要です。ガイドラインの一部ですから、実際に見直すとなれば通常の改定の手続きの則ることが必要となります。

原科委員長 では、今の点は確認していただいたということですね。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員 神崎です。

すみません、最後のガイドラインの議論の2回休んでしましまして、一応ざっとですけども議事録には目を通してきたんですが、確認なんですけれども、こちらの諮問委員会と審査委員会のそれぞれにジェットロのガイドラインの見直しあるいは運用と見直しというふうに書いてあるんですけども、基本的には諮問委員会が答申を見直した方がいいですよというようなことを審査役に伝え、それで作業を審査役がするというような理解なんでしょうか。見直しのプロセスにおける双方の関係性について、すみませんが、もしかしたらもう既に議論されていると思うんですけども、教えていただければと。

事務局（藤崎） ガイドラインの見直しの。

神崎委員 はい。見直しです。この規程の中の諮問委員会の2番にガイドラインの見直しというふうにあります、これは諮問委員会が見直しについて助言を行うということですよ。それで、その助言を受けて、審査役が実際に見直しの作業をするという関係なんでしょうか。

事務局（藤崎） まず、大きく関係を言いますと、先ほど申し上げましたとおり、諮問をして、それに対して答申をしてもらうという形になりますね。まず、諮問をするのは総務担当の理事でございます。審査役というのは事務局の役割を果たします。そして、諮問委員の皆さんに諮問をした結果として、さまざまな答申が返ってくると。その中に例えば見直しということも当然入ってくるようになりますよね。それにつきましては、やはり例えばもし見直しがどうしてもそのときに必要であるということになりましたら、それは審査役がやるのではなく、審査役は事務局を務めながら、諮問委員会という公開の場で議論をして、それで結論を得るということになると思います。それは、現在ガイドラインをつくっているのと同じことです。

神崎委員 あくまでも事務的な処理をする役割という。

事務局（藤崎） 審査役はそうでございます。

神崎委員 わかりました。すみません。ありがとうございました。

山田総務部長 見直しの提起は双方が、委員会からも必要があればするし、審査役からも提起はさせていただくということじゃないでしょうか。

原科委員長 審査役という言葉で、JICAの審査役と随分違うので、ちょっと混同しますね。JICAが異議申立審査役で外部の専門家になるんですよ。こちらがご担当のはずだから。だから、名前が一緒だからちょっと混同しますね。

山田総務部長 ジェトロの職務上に文書審査役とか、そういう職責の範囲を審査役というのはイメージできるものですから。

原科委員長 わかりますね。

満田委員、どうぞ。

満田委員 今の点に関係あるんですが、この見直しという言葉は、ガイドラインの言う3ページの6番のガイドラインの改定との関係がよくわかりません。この見直しというのは、その時々に応じて、例えば参考資料などについての見直しという意味でしょうか。私が恐れているのは、この5年間の包括的な検討を経ずして、諮問委員会でガイドラインの重要な部分が改定されてしまうことなのですが、そういうことはないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局（藤崎） ガイドラインそのものに関する、例えば定期的に5年たったらやりますよということ、それは基本的にガイドラインとして決めてございますから、それはそれできちんとやると。手続としてはですね。一方で、私ども考えましたのは、例えば私どもは案件形成調査ばかりじゃなくて、CSR分につきましてもガイドラインを今回つくったわけですよ。それで、松本さんをご指摘されたように、ガイドラインの中に例えばこういった例示集みたいなものもつくっておって、これは相当程度変化していくスピードが早いであろうということを想定しております。ですから、こういったものに対応できるように見直しという言葉をやわざや入れました。

それで、もちろん例えば案件形成調査等につきましても、もし必要があった場合、議論はすることになると思いますけれども、それもすべて、先ほどから申し上げておりますとおり、議事録で公開で議論をさせていただいて、もし例えばガイドラインそのものについて大きな手直しをするということになりましたら、同じ手続を踏まざるを得ないと思います。ですから、満田さんをご心配されるようなことにはならないと私自身は思っております。

原科委員長 この意味は、そうすると環境社会配慮ガイドラインを変えてもいい。可変部分の見直しとか、そんなような感じになりますか。

事務局（藤崎） そうですね。

原科委員長 そういう表現の方がいいのかな。何か大分たつとまた……。いやいや、これを素直に読めば、改定も入ると言われちゃうからね。つい最近それを経験したところだから。可変部分なのだとすることを、ちょっと修飾語を入れた方がいいのかな。変えていい部分の見直しとか。どうですか。

住吉理事 見直しをして改定する必要ない場合もあるし、改定する場合はこうですよという言い方をしているので、規程上は改定するということも改定しなくちゃいけないようになってしまったので。

原科委員長 改定はこれに入らないですね、見直しは。

住吉理事 ええ。改定……。ともかく、見直しをしますよというのは規程で、このガイドラインの方は5年に1回は改定作業をやりましょうよね。こういう位置づけにしているんじゃないでしょうか。

原科委員長 どうぞ、松本委員。

松本委員 つまりレビューというのが見直しで、リバイズというのが改定という、そういうようなことになりますでしょうか。

原科委員長 今のご説明だと、小さな修正。だから、変えていい部分をやるのが見直しと伺った。だから別表とかああいうところの。基本的にある程度変化に応じて変化させましょうと決めたところに関する修正、それは見直しでしょう。じゃないですか。

事務局（藤崎） レビューとリバイズというのは非常に言い得て妙だと思います。見直しと言うのは、基本的に途中経過での話しですから、仰る通りレビューということになるんじゃないかと思います。それで、それこそ原科先生がおっしゃったように、可変部分というのがあり得ますよね、これは。そこについては直しがあり得るんだろうと思います。例えばこの例示集、条約等の例ですね。こういった表なんかについては、公開の議論を経て必要な部分は変えてもいいんだろうと思います。ただ、骨格に当たる部分について、見直しという文言があるから直せるんだ、とは私自身は解釈いたしません。

原科委員長 ただ、これ、この文章でみんな考え出すなら、人が入れかわると、見直しだから改定だとなっちゃうと困るなって。だから、これもすぐ説明のつくというか、あるいは可変部分という表現はおかしいですかね。

やらない。じゃあ、解説で書いていただく。その解説版に書いておけばいいですか。

事務局（藤崎） では、きょうのご意見を踏まえまして解説文書をつくります。

原科委員長 改定とは別だということが、わかるようにしていただいて。

ほかにございますか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 今のところですが、この調査の名前とかを委託元の経済産業省が変えて、それをジェットロが受託できた場合、恐らく本当微妙な違いであったり、結構名前は違うけれども中身

は同じだということもあると思います。そういうときに大々的な改定作業というよりは、中身が同じで名前が変わっただけなのでガイドラインの文言を変えましょうということはある得ると思います。やはり解説書というか、ある程度見直しで変えられる部分というのを限定的にしておいて、本質的なものは改定という正式なプロセスでやるということを一応このメンバーの中で文章化しておくことが、将来に対する禍根を残さないで済むということかと思います。

原科委員長 将来ややこしくなりますからね。本当に。ずっとこのメンバーでいければいいけれども。

事務局（藤崎） わかりました。

原科委員長 それはぜひお願いします。

事務局（藤崎） 解説書の方で対応いたします。

原科委員長 今の件は、そういう議論をしましたね。少々の名称変更の場合には同じだということを議論したことがありますから。

ほかにございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 規程のところの第3条2の下に、漢数字と算用数字が入っているのですけれども、これはこちらの規程でそういうふうになっているという理解でよろしいのですね。

はい、わかりました。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 非常に微妙な話ですが、昨今、独立行政法人のさまざまな民営化であるとか、新聞紙上にもぎわせておりますが、そういう中でもし組織改変があった場合というのは、基本的にこういう規程というのはがらっと変えられてしまうのか、それともおおよそジェットロが吸収合併するような形的时候にはほとんど全部この日本貿易振興機構が新しい名称に変わるだけで済むのか、これはどういうことになるんですかね。

住吉理事 吸収合併、いわゆる本体のあれがそのまま残って、ジェットロは残ってよそを吸収合併するという場合は、うちの骨格はそのまま残るのは通常だと思いますので、これはそのまま残ると。うちが民営化されちゃうと。ないとは思いますが、民営化されたらそれは全く変わってしまうと思います。

山田総務部長 存続法人になる場合は残りますけれども、一たん廃止になってどこかに統合される場合は、多分これは法的には効力を失うと思います。

原科委員長 ほかにございますか。

規程に関してはよろしいでしょうか。

それでは、規程に関しましても、こういうようなことで進めていただくということになりました。

では、議題、次にまいります。

プログラムには書いてありませんけれども、もう一つ、これは以前からの懸案でございました。これからはこの委員会の有志ということで進めさせていただきたいと思いますが、この委員会のメンバーには経済産業省の方も名を連ねておられますので、そういうふうなことで、有志ということにいたします。これは、このガイドラインに盛り込めなかったことを経済産業省への提言ということでまとめてはどうかということを議論してまいりました。しかし、委員会全体で、経済産業省のメンバーがおられて出すのはおかしいですから、これからは有志としてですね、たまたま本日はというか、本日も経済産業省の方は来ておられませんので、この委員の方は有志ということで、委員会の部分集合になりますけれども、この提言をどんなふうに提言するべきかということで、このことを議論したいと思います。

そこで、そのための資料を松本委員が用意してくれました。経済産業省への提言、改訂版という括弧がついております。これをごらんください。

そんなことで進めてよろしいでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これから有志の議論といたします。

では、早速この資料のご説明をまず松本委員にお願いしたいと思います。

松本委員 このガイドラインを正式なものとして、かつ案件形成の調査について定めた場合、やはりこの委員会の中で何度も議論がなされてきたように、必ずしもジェットロが受注するかどうか分からないものを、受注することを前提にガイドラインをつくっていることに対する疑問というのがジェットロ側からも出されましたし、委員の側からも出されたということを踏まえ、やはりあるべき姿ということを考えざるを得ないというふうに思っております。ガイドラインはこのようにもうでき上がるという段階に立っていますので、やはり私はあるべき姿に向けて、この議論を17回行ってきたメンバーの中で、外部の委員の中でさらに同意してくれる方々から経済産業省に対して提言をした方がいいのではないかと、このような紙を用意しました。

ポイントは4つあります。

1つ目は、案件形成調査。ここでは3つ挙げているわけですが、これらにかかわる環

環境社会配慮ガイドラインは本来委託元である経済産業省が定めるべきものであって、今回17回にわたって行ってきたこの議論を参考にしながら、経済産業省みずからこうしたガイドラインの策定を検討していただきたいということが1つです。やはりこれは委託元が本来持っているべきガイドラインではないかということでもあります。

2つ目は、それが整うまでの間、この委員会で議論したような委託調査におきましては、国際的な水準の環境社会配慮を実施できるということを確保していただきたい。委託元として確保していただきたい。ODAのお金を使っている部分も多いので、それは非常に公的資金として責任を伴うと思いますので、こうしたことを要件にしていきたい。それによって、ジェットロのみならず、この受託を希望して入札に参加する民間企業あるいは民間のシンクタンク等々も国際的な水準の環境社会配慮を導入することにつながっていくというふうに、積極的に考えられると思っております。

3点目は、情報公開について、これも委員会の中で大分議論になりました。この案件形成調査、3つの調査については、和文、英文の報告書の帰属が経済産業省になっているわけですので、本来は経済産業省がみずからのホームページで公開をしていただきたいと。ただ、早急に対応できないというような場合は、当面受託者が公開できるような手当てをしてほしいということが3点目であります。これは必ずしも受託者の便宜を図るというのではなくて、やはり影響を受ける地域の人たち、現地の人たちにとってその方が受益があると思っております。

4点目ですけれども、これはフォローアップについてで、やはりここで議論になりました。現在行われている地球環境・プラント活性化事業等調査だけでなく、他の2つ、民活、石油についても、調査がどの程度事業に結びついたのかということについてはフォローアップをするべきであろうと。その中で環境社会面の影響についても把握をしていただきたい。かつ、その報告書というのは経済産業省がホームページで公開をするということを、こちらとしては提言したいと思っております。

本委員会での議論をもとに、経済産業省と受託者であるジェットロとの間で権利義務関係でさまざまな問題があるいは議論があった点につきまして、私の方でこの4点という形で抽出をして、経済産業省に提言してはいかがかというふうに思っております。

以上です。

原科委員長 どうもありがとうございました。

大きく2つの部分にはなると思います。1つ目は、こういった環境社会配慮ということを経済産業省としてもきちんとした方針として明確にしていきたいということ。2番目は情報

公開の点ですね。判断に必要な情報公開を積極的に進めていただきたいという、2点になるのかと思います。

これまでこういったことを議論してまいりましたので、そういったものを松本委員がうまくまとめてくれました。大体議論を踏まえていると思いますから、急に出てきた話ではないですね。今まで議論したことだと思います。

いかがでしょう。大きく2つのポイントで提言をしたいということでございます。

村山委員、どうぞ。

村山委員 内容というよりは形式の話で恐縮なんですけど、1行目に「委員会の最終報告書には」というふうに記述があるんですけども、最終報告書の体裁がちょっとまだよくわからないところがあって、例えば委員長が最初に何かお書きになって、その後、議論の結果こういうガイドラインができた。それに加えて、こういった提言が有志の間で交わされたというような形になるんですかね。ちょっとそのあたり、明確にしておいてから議論をした方がいいかなと思います。

原科委員長 はい、どうぞ。

松本委員 これはちょっと直し忘れというか、前のバージョンは結構早目に出していたものですから。この委員会案というものとジェット口案というのには多少の違いが出てくるという前提の中で私はこういう書き方をしたものですから。つまり、委員会案というのがあるって、それをもとにジェット口案というものが出てくると。そして、パブコメにかけて、最終案になるという想定でこれは書いていましたので。現状ではこの委員会の案というのは、イコール、ジェット口がパブコメにかけた案ということになってしまいましたので、ここの部分についてはもはや現状を反映していないというふうにご理解ください。

したがって、この委員会の報告書というのをつくらなければ、この提言をそのまま経済産業省の方に委員の方から出していくということになるというふうなイメージですが、これは一応私のイメージですので、ほかによい案があれば。

原科委員長 これはむしろジェット口の方の担当の方はどういうふうになりますか。報告書というのは特に要求しないと、委員会にあって。

山田総務部長 我々がこの委員会にお願いしたのは、このガイドラインの策定をすることです。したがって、この最終策定したガイドラインを委員長名でかがみをつけていただいて、こういった報告しますというのをいただければ、あて先はその担当名でいいと思うんですけども、担当理事あてにこれを提出いただくということであれば、それはもうそ

れで文書化では終わると思います。したがって、この有志の皆さんの提言というのは、行き先も違いますし、別物になろうかと思います。

原科委員長 では、案ができたということでいいんですかね。これが委員会の成果。それプラス、有志による提言だと思います。2つに分かれることになります。

これ1番のところに、JICAとかJBICでそういうシステムというのはすぐにできているというふうなことは、どうなんですか。そのようなことはちょっと違うのかな。経済産業省に対して言うときに、ほかの省庁でもやっているんだというふうなことがあった方がいいかもしれないですね。うちだけ何でやるのかという話になるかもしれないです。時代の趨勢の中身としてどうですか。ちょっと立場が違いますからね。

どうぞ、柳委員。

柳副委員 どういう形で経産省に対して外部委員が意見を言うのかというスタンスの問題もありますけれども、1番で書かれている書きぶりからするとちょっと 例えば「今回のジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会の議論」云々というのは、委託元である経産省が定めるものであるというような書きぶりというのは、もうちょっと工夫しないと、何となくけんかを売っているような気もするのですよ。別にそういう意図ではなければ、ちゃんと受け取られるような形の文言にちょっと改めた方がいいかなというのが個人的な意見です。

原科委員長 表現の仕方をもうちょっと工夫した方がいいだろうということになりますか。中身としては、経済産業省はこういったガイドラインをしっかりとつくってもらいたいということですね。ただ、表現の仕方が少し……。さらに検討した方がいいだろうということでしょう。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員 あと、これを何か報告書というようなものに添付するという形でなければ、なぜこういうものを出すのかというような、多分背景的なものも書き込まなければいけないですね。ただ、出すことには賛成です。いいと思います、出した方が。

柳副委員 出し方といいですかね、それから書きぶりの話もそうなのですが、外部委員がジェットロの検討会に参加して、いろいろと内容的な問題、特に地球環境・プラントの活性化ですとか開発途上国の民活事業だとか、いろいろと検討をしてきたプロセスの中で、特に気づいたこととありますが、こういうことに気づいて、特にそれについては経済産業省でもいろいろと、もともとこれは環境配慮ガイドラインを経産省自体も策定するという責務を負っていますし、そういう中でどうやって生かしていただくのかというような一つの問いかけのような形で、検討プロセスを通して気づいたことについて、こういうことを早期に内部的に検討され

ることを期待するというようなことを述べるのは良いと思います。具体的に今やっておられるジェットロの受けている委託のものを実現化できるように、募集の際には考慮していただきたいというような要望を出すというのはいいと思うんですけども。それ以上のものはなかなか立場上、そういう立場にないので難しいと思います。

原科委員長 3番、4番の部分はガイドラインとの関係がかなりあります。というか、もともとそれで議論が出てきたんですね。ガイドラインのとおりやるためには、この公開のところがきちんと担保されないとうまくいかないということでしたから、そういうガイドラインとの関係もわかるように書いた方がいいかもしれないですね。これだけだと何かその趣旨がわかりにくい。ガイドラインでこういうプロセスなので、そこできちんとしたこの部分の情報公開、ただジェットロの責任では出せないの、経産省でしっかりそれを担保してもらいたい。そういうふうな趣旨のことを書いた方がいいんじゃないでしょうか。だから、文章は大分直さないといけません。だから、この段階で……

松本委員 基本的には提言を出すことと、ポイントとしては先ほどの議論にあったように、やはり経済産業省の方でこの案件形成調査のガイドラインを定めるということを考えてほしいということを提言するかどうかということは、まず1つ大きなところとして皆さんの意向を伺いたい。

原科委員長 有志ですから、このメンバーですね。こっち側の人たちでね。

有志の皆さん、こういうふうなことで出すことに 中身によるんですけども、表現が重要です。基本的には恐らく、もうそういうことで議論してまいりました。よろしいんでしょうけれども、どういう表現をするかというところではやっぱりやりとりが必要かと思います。

どうぞ、高梨委員。

高梨委員 もし出すとすると、この1番と2番は若干こだわりがあるのは、「国際的な水準」という言葉があるんですね。これはまたコストの兼ね合いとかいろいろとあるんです。ちょっとそういうことからいくと、もし出すのであれば、やっぱり柳委員がおっしゃったように、文言を少し正確に考えないと、このままで出すと非常に誤解を与えてしまう。我々がせっかく議論してきたいろんなフェーズで分ける云々というふうなことも含めて、国際的な水準というのは何を指すかというふうなことになってしまうので、この辺は少し慎重にした方がいいんじゃないかと思いますけれども。ですから、ちょっと出し方もあわせて検討したいなと思いますけれども。

原科委員長 なかなか関係は難しいですね。JICAの場合には外務省の意思決定をサポー

トするという立場だから、結局政府の意思決定の中身に対応しているわけです。そういう意味では、政府の政策としてこういうのもしっかりやろうというのはあるんですよね。だから、それと歩調を合わせてもらいたいという言い方はできるんですよ。J B I Cも円借款とかの関係で政府の財務省が関係してくると。だから、そういう政府の政策との関係がありますね。位置関係がちょっとジェット口の場合は違うので、それで大分ややこしくなってます。

そうすると、経済産業省、だから国の政策というかな、我が国の政策としてやはり基本的なところでこういうことが必要だということをやうまく言わないと、国際的水準というのはこれは世界の中で大事ですけども、いろんな水準がありますから、なかなか明確に言えないですよ。それを反映して国の政策も新しい方向へいっているわけですから、そこを何かうまく説明できるといいと思いますけれども。環境基本計画が第3次のができましたので、あれなんかは非常にいいベースになると思います。閣議決定していますからね、環境基本計画は。ですから、それなんかをうまく引用して、この議論をしていただくと非常にいいかと思います。

どうぞ、村山委員。

村山委員 今の議論も含めて、私の印象ですと、1番と2番はいろいろな解釈というか、内容が考えられるんですが、3番、4番は非常に明確で、やっていただきたいことが明らかに表現されていると思うんですね。国際的水準もそうなんですけれども、1番のガイドラインの内容についても、「本来委託元である」という表現で、経済産業省にお願いをした場合、いろいろガイドラインが考えられるので、例えばシンプルなものをつくられて、本来こちらでやるべきだということで、じゃあジェット口はそんなに頑張らなくてもいいというようなことにもなりかねないかなという気がするんです。ですから、並立していて、それは共存するのだということであればいいんですけども、そういう可能性もなくはないなという気がするので、その辺ちょっと慎重に検討した方がいいのかなという気がします。ですから場合によっては、3番、4番を少し強調する形で、1番、2番はちょっと位置づけを変えるということもあります。

原科委員長 3番、4番は方向を変えることがありますから、もうちょっと整理しましょうか。意向としては、こういうふうなことを提言したいということですが、今みたいないろんな要素がありますから。

松本委員 書かないとしても、これ基本的に最後とするのであれば……

原科委員長 もし、だから、有志が集まってやればいいんじゃないですか。この場でやるのもちょっとね。そういう意味では余りここでずっと長くやるのも。

どうしましょう。じゃあ、ちょっとブレイクしましょうか、時間も1時間を過ぎましたので。

じゃあ、ちょっとブレークをとりましょう。

清水産業技術部長 1点だけ確認させていただけるとありがたいのですが、有志ではないので、こちらから発言するのはいかがなものかという気もするのですが、事実関係でご説明しておいた方がいいかなと思う点が1点ございまして、発言を求める次第でございます。

3. の最後の文章、「早急に対応できない場合は」以下ですが、この部分は以前の案にはなかったこの一文が加わったのだと理解しておりますので、具体的にこのご趣旨を確認できればと思った次第です。なぜ私がこんなことを申し上げるかということ、現状では、当然のことながら委託調査なので、著作権者たる経済産業省は報告書が納入されるまでは公開してはいけないとしています。これは当たり前の話です。ですから、我々も報告書を納入するまでオープンにすることは今もしていません。ただし、納入後は、経産省の許可を求め、概要についてはウェブに出し、本文についてはジェトロのライブラリーに配架しています。

今回、ガイドラインの議論の中で英文も公開せよというお話もあって、和文だけではなくて英文も公開しましょうということでガイドラインに書きましたので、基本的には和文と英文で、概要についてはウェブに、本体については図書館に配架するという形で対応していくということになります。当然のことながら、経産省に許可を求めて行うということになりますが、今どうなっているかと申しますと、基本的に、許可を求めると、ノーと経産省は言わないです。もちろん、どうしても公開できない報告書については、これとこれは公開認めずとなりますが、基本的にはノーとはならないので、現状が公開できないようになっているということではないということだけ一言申し上げたくてコメントした次第です。

ですから、この文章は、もちろん我々が来年度、受託者になるかどうか分からない時に上げるのも何ですけれども、「一般的に公開がとまっているので、それをぜひ認めてください」というニュアンスであれば、現状とは少し違うのではないかと思った次第でございます。

原科委員長 そうすると、行政情報公開法の規定に基づいてちゃんと公開されているということですね、この部分は、3番は。

清水産業技術部長 少なくとも、我々が……

原科委員長 納入したものは、向こうの方に。経産省になれば。

清水産業技術部長 許可を求めて公開させてくださいと言ったものについては、基本的にはイエスと言ってくれているということでございます。

原科委員長 そういうことであれば、これ3は……

神崎委員 「ホームページ」というところにかかっているんじゃないでしょうか。ホームペ

ージで……

原科委員長 だから、公開はされているけれども、公開の方法に工夫をとという意味ですか。
はい。

松本委員 委員会ではメインレポートのホームページでの公開については否定的でしたですよ、ジェット口の方として。それはコストの問題もありますし、著作権者が経産省であるということもそのときに理由としておっしゃっていたと。私はやはりその障害は取り除いてほしいということを経産省に申し上げたいという意味です。

原科委員長 ホームページ公開をしてもらいたいということに絞って書いた方がいいのかな。

清水産業技術部長 我々が申し上げたのは、受託していますので、その中で公開に係るコストを認めてもらえるのであればそれも可能ですというお話です。もしこの文章がそういうことも含めて予算上配慮せよということなのであれば、これはこれで一つのご見解だと思いますので、それを我々がとめる性格のものではありません。中身をクラリファイしたかったということでございます。

松本委員 露骨に予算をつけるとはさすがに私も書けなかったものですから、こういう書き方になっていまして、私は清水部長の意は十分踏んで、これはコストの問題であるということもそこは思っていますので、それも含めて考えていますが。

清水産業技術部長 わかりました。ありがとうございます。

原科委員長 ちょっと何かそれ、このままの表現より、ホームページ公開だということがわかるようにもうちょっと強調した方がいいのかな。今みたいな、公開しないんじゃないかっていう疑問が生じないように。

松本委員 これはホームページのことは書いていないんですけれども。

原科委員長 そうなんですけれどもね。今みたいなご意見をいただくというか、そういうように思わないこともあるんじゃないかという感じを持ったんですけれども。

松本委員 多分、その誤解を防ぐためには、この「頂きたい」の前に「予算措置を含めて」という一言を入れるとはっきりするんだと思いますが。

清水産業技術部長 そこまで書かなくとも、多分今のご趣旨はわかるとは思いますが。

原科委員長 例えば、「報告書は公開されておりますが、アクセスが悪いのでホームページ上で」とか、何かそういうちょっと入れればよくわかるんじゃないかと思いますがけれどもね。というふうな感じを受けました。予算措置と言わなくても。

4番はどうですか。

じゃあ、休憩をとりましょうか。

じゃあ、ちょっと休憩いたしましょう。今45分ちょっと前ですので、10分ほど休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時59分再開

原科委員長 それでは、そろそろ委員有志の皆さん、お集まりください。外部委員有志の皆さん、お集まりください。

では、また有志のメンバーで始めます。5時になりましたので、再開いたします。

今、いろいろご議論ございまして、前半の2つと後半の2つで少し違うので、これを整理した方がいいと思います。

それで、ガイドラインに直接つながるのは、3番、4番の項目かと思しますので、まずこれはぜひ我々としては提言したいと。その点はよろしいでしょうか、共通に。

その場合、有志といっても、経済産業省の委員以外の皆さんからという格好の方がいいですね。有志というと、1人でも2人でも有志になっちゃうから。経済産業省委員以外のメンバーからという格好にしましょう。

じゃあ、この2つはオーケーと。

3番、4番。で、1、2をどう表現するかなんですが、3、4ももちろん表現を少し工夫しますけれども、基本的には3、4をしっかり提言していきたいということにいたしたいと思います。

いかがでしょう。

はい、どうぞ、高梨委員。

高梨委員 3、4についてなんですけれども、これは前から議論になったと思うんですけれども、松本さんは非常にフォローアップ調査にこだわられておられるんですけれども、これは報告書の方でもできるだけ原則公開でということでもいいんじゃないかという気がするんですけれども。私も中身若干知っているものですから、そんなに参考になる情報も出てくるというふうに思えないんですけれども。要するに、環境面でしっかり調査してというふうなことじゃないと思いますので。だから、それこそ3番的なあれで済むんじゃないかと。

1番、2番は、ちょっと個人的には、これ議論するのやっぱり1回じゃ済まないんで、果たしてこれを出すあれがあるかどうか、ちょっと私は疑問に思っていますけれども。

原科委員長 3番、4番、まず中心と考えたいと思いますが、1、2をどのような扱いにす

るかということをもまず決めましょうか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 私はやっぱりここに来られている外部委員の方みんなが名を連ねられるものがこの場ではよろしいかと思えますし、私は私なりのチャンネルで何かをすることもできますので。ただ、やはりこの委員会からは、本当に最も皆さんがこれならば議論を踏まえて経済産業省に伝えた方がいい点だという点に絞って経済産業省にお伝えするのがいいんじゃないかなと思いますので、1、2についてはいろいろなご議論がありそうですので、3番、4番について経済産業省に提言をすると。

その際、先ほど柳委員の方からもありましたとおり、やはり背景のところですか、そういうものはこれにくっつけて、どういういきさつでこういうようなことを経済産業省に提言すると考えたのかという部分については、やはり書いた方がいいと思います。

今の高梨委員の4点目については、そうはいても、やはり委員会の議論の中では、フォローアップ調査については、私だけではなくて何人かの委員の方々からいろいろありましたので、私はそれを踏まえた上では4番というのも維持していいんじゃないかというふうに思います。

もう一つ言いますと、やはり私がNGOということもありまして、柳委員から見れば喧嘩を売っているというものが私のネイチャーでありまして、このあたりについてはいかんともです。ね、もうちょっとおまえ、相手が受け入れる書き方をせいと言われても、なかなか変えがたいものもありまして、このあたりはぜひそうした道に通じていらっしゃる柳先生にその背景部分というのを書いていただけると非常に助かるなというふうに思っております。

原科委員長 ありがとうございます。

それでは、3番、4番、中身としてはそれを提言していくと。そのためには背景の記述が必要なので、そういうところに1番、2番の趣旨が一部反映されるかもしれませんが、1、2はメインではないということにいたしましょう。

神崎委員、どうぞ。

神崎委員 確認ですけれども、1番、2番についてもできるだけ入れていけばいいと思います。多少、先ほど柳委員がおっしゃったように、書きぶりは変える必要があるのかもしれませんが、書きぶりを変えれば削除はしなくてもいいというご意見でしょうか、高梨委員は。

高梨委員 私は、1、2は 正直申し上げて、経産省の人も国際的な水準の環境調査ということに恐らく余りご理解は必ずしもないと思うんです、一部の方だけで。そのため、これ何かという議論から始まってしまうのではないかな。だから、それこそ簡単なもので済まないの

はないでしょうか。それから我々現場からすると、国際的な水準も、それをやるためにはそれなりの費用なり時間なりかけなきゃいけないということがあるんです。それを十分議論しないでこういう文脈でいくと誤解を与えるんじゃないかということです。そういう面では、1と2は入れない方がいいんじゃないかと思っています。修文があっても。恐らく、一部を修文しても、もっともっと大変な修文を書かなきゃいけなくなってしまう。

神崎委員 受託をしているジェットロがこれだけ頑張っているから、経済産業省さんも頑張ってくださいというような、激励という感じでもだめでしょうか。

原科委員長 1つは、ガイドラインを策定しましたんで、だから委員会としてはガイドラインの実効性を担保するために、この点での情報公開は不可欠だと議論したと。だから、ぜひそのことをきちっとやってもらいたいと。それで、例えば3番、既に情報公開という点ではやっているわけですよ。だけれども、ホームページ上で公開することによってこのプロセスはうまくいくんだとか、そういう背景のことをきちっと言っていただくといいと思うんですね。フォローアップもそうですね。このシステム、プロセスをよくするために必要です。そういうことで、ガイドラインとの関係でこのことはぜひ我々として提言をしたいと。ガイドラインをつかった趣旨に対して今みたいなことが少し入ってもいいですけども、趣旨はむしろそっちの方ですね。ガイドラインをしっかりと実行するための一種の担保というか、その条件としてぜひお願いしたいというふうなことがいいと思いますけれども。

どうでしょう、策定委員会の有志としては。だから、そういうふうなことで議論してきたと。ジェットロの権限以外のこともきちっと条件をそろえていただかないといけないところがありますので、これをぜひお願いしたいと。そういうふうな趣旨でいかがでしょうか。

満田委員、どうぞ。

満田委員 私も神崎委員と同じく、心としては1番、2番は非常にぜひとも提言したいところではあるんですが、今委員長がまとめられたような方向でいいんじゃないかとも考えています。もし可能であれば、なお書きのような形で、検討委員会の中の議論のうちからこういうことが議論になったということをちょっと強調して、ここでの議論が残念ながら経産省の方々ご欠席のことが非常に多かったので、フィードバックするような形での報告であれば、高梨委員がご心配のようなこともなく、なるほど、そういう議論があったのかというような、注意喚起にはなるんじゃないかと思いました。

原科委員長 いかがでしょう。

あと時間が20分ほどでございますけれども、まとめもしなきゃいけないと思いますから、

この議論は10分程度で終わりたいと思います。

ほかにご意見ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

田中委員 JICAのガイドラインの改定委員会のときには、経済産業省、それから国土交通省、農水省、そして環境省、外務省のODA担当の外務省は3人のODA担当課長の皆さんが有償、無償、技術協力で入られて、改定委員会の提言も一応合意形成を最後にとった上で提言を出したという経緯がございます。したがって、私の理解は、今日のご欠席ですけれども、経済産業省の代表の委員の方もきょうのこの話し合いの結果、これはもう合意形成しているというふうに理解をしているのですけれども、一応それはそれでよろしいのでしょうか。

原科委員長 案に関してでしょうか。

田中委員 経済産業省本省として委員の方の合意ですが。

原科委員長 ガイドライン(案)はそうだと思います。

田中委員 それでよろしいんですね。

原科委員長 ただ、この提言は経済産業省の方はみずからの省にはちょっとできないので、有志という格好で、提言をこのまま出すという格好になります。

田中委員 本当は代表の方がきょういらっしゃってれば、このあたり直接代表のご意見もお聞きすれば一番よかったかなと思うのですけれども、今日ご欠席だということで議論しているということじゃないかと思っております。

実際に、3と4につきましては、私自身はやはりこのとおり公開を経済産業省としてお考えいただけるというのは非常に大事なことだと思っております。

1と2につきましては、やはりさっきから高梨委員がご心配されているように、国際的水準の環境社会配慮というところを、ここのガイドライン(案)の方では基本的には国際的な水準を目指してつくった中身ですので、ここのところを理解した上での「国際的水準の環境社会配慮」というようなニュアンスで一言入れれば、ここの国際的水準という意味は少し通じるのかなというふうに思った次第です。

以上です。

原科委員長 柳委員、どうぞ。

柳副委員 法案をつくる時、よく附帯意見をつけることがありますね。それは衆参両院でもよく附帯意見という形のものを選択しますので、ある意味ではこの策定委員会での附帯意見ということで選択する方法もあります。ただ、ジェトロのメンバーの方々が附帯意見の中に入

っているとやっぱりまずいこともありますので注意が必要ですが……

原科委員長 経産省も。

柳副委員 ええ。経産省もそうかもしれませんけれども、有志での附帯意見ということをつけるということと、3番と4番については、例えば、地球環境から始まっているのですけれども、経産省のホームページでの公開を要望しますというようなこと、それから4のところですけども、調査が事業に結びついたかどうかのフォローアップ調査なども要望しますということとどめておくというようなことで、要望事項を附帯意見として載せておく。それをつけてガイドライン（案）ということでジェットロに提出しましたというようなことにするというのは、一つの案だと思います。

原科委員長 附帯となると、どうなんですか。提言とは違う表現。附帯というと、経済産業省のメンバーと一緒に議論したという格好になるんですかね。

柳副委員 いえ、別に。

原科委員長 あれを提言としたのは、わざわざそういうメンバーはちょっと無理、ふさわしくないというか、やりにくいでしょうから、経産省の方以外のメンバーでということでは有志の提言にしたんですけれども、同じ趣旨ですか。

柳副委員 附帯意見となると、提言よりはかなり強い感じを受けますね。要望ではありますけれども、そういうことをかなり強く期待しているということをつけてガイドライン（案）ができていくということですね。だから、ただあくまでもこの附帯意見については有志によるもので、ジェットロのメンバーと経産省のメンバーは除かれているということは明記しておけばいいと思いますが、ただ、それらを除く全会で採択しないといけませんね。原科委員長 附帯意見なのかな。どうなんですか。

ガイドラインはできた。

はい、どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 私自身は、附帯意見というのは違うのではないかと、前々から申し上げているところです。ジェットロが守るべきガイドラインをこの委員会の中で作り、これはジェットロも含めて皆合意している訳です。しかし、今回のこういった提言については、ジェットロの範疇の外側にあるのだと思っており、これを我々がもらっても困ってしまうものだと思います。仮に附帯意見という形で出てきた場合、我々はどう扱っていいかが判断しにくいことだと

思います。そういう意味では……

原科委員長 行き先は経済産業省ですからね。

清水産業技術部長 はい。ですから、我々ジェット口経由で出すというのも妙な話でございますし、そこは切り離していただいた方がいいのではないかと考える次第でございます。

原科委員長 私も、ジェット口向けであれば附帯でもいいんですけれども、経産省に出すものなんで、提言という表現でいいと思いますけれども。

柳副委員 そうなると、附帯意見でなくてもいいんですけれども、提言ということになると、そもそものところから始まって、どういう経緯でこのガイドラインを検討して、それで別添のようなガイドラインを、これはだから有志で経産省自体に提出するという形になって、ジェット口とは全く切れて独自に出したという形をとりますけれども、その中で検討した結果、要望事項としては2つの点があるので、これについてはご考慮願いますというような文章をつけて出すということですね。

原科委員長 だから、前段で今おっしゃったように、その背景を簡単に説明して、趣旨はガイドラインの実効性を担保するためという趣旨ですね。表現は適切にしなきゃいけません、そういうことですね。そのために、この点での情報公開の促進というのかな、推進というのかな、情報公開は基本にやっておられますけれども、その推進をしていただきたい。より積極的な情報公開をお願いしたいということになりますかね。電子政府とか言っていますから、これはホームページ上というのはいっぱいそういう電子政府の一つの基本的なことだから、これはお願いするのは十分正当性はあると思います。

では、そういうふうなことにしましょう。

それで、じゃあ文章をだれがつくるか。松本委員だと、そういうネイチャーがあるとおっしゃったんで。松本委員にプラスアルファでいきましょう。どなた……柳委員をお願いしたいとおっしゃったんですかね。

柳副委員 メールで委員のみんなが松本委員の原案をいろいろと修文するというのがいいと思います。

原科委員長 はい、どうぞ。

村山委員 私がやるというわけではないんですけれども、基本的に3番、4番は有志全体で合意できたということによろしいのでしょうか。1番、2番についても、私も先ほどご意見申し上げましたが、なくすのもちょっと忍びないという気がしているんですね。ですので、有志のまた部分集合で、またこういった意見もあったということをちょっと別立てで入れておくと

いう手はあると思いますね。

原科委員長 では、そういうふうな工夫をしていただくということで、メールでやりとりがあると。

これタイミングは、いつまでに出したらいいのですか。タイミングを考えましょう。メールというのはやっぱり期限を切らないと、切りがないですからね。どういうことになりますか、これはタイミングは。1月1日、もうスタートですね、これは、施行になりますから。その前でしょうか。出すのは。それより後でもいいのかな。何となくスタートより前に出した方がいいような感じがしますけれども。ただ、そうすると年内ということになりますから。御用納め、28日ということになって、結構きついか、やりとりするの。

柳副委員 基本的には、ガイドラインがちゃんとできた後でないと、案の段階から出しても余り意味がない。

原科委員長 1日スタートですから。

柳副委員 1日スタートですと、1月の半ばぐらいに出す、そのぐらいがよいのじゃないでしょうか。まだ相手が受け取って中身を読んでいないのにこちらが要望だけ出していても、本当に読んでくれるかどうか分からない。

原科委員長 どうでしょう。この辺は私はわからない。今のようになるとなりますか。

住吉理事 ジェット口はこれで1月1日からスタートをすると。そんなに急がなくていいんじゃないですか。だって、実際にこれが実行に移されるのは来年度からになるわけで、この今年度のやつについてはそういう形になっていないわけですから、案件形成については。

原科委員長 委員会はもうきょうで終わりですね、我々ね。だから元有志と。

はい、どうぞ。

満田委員 ちなみに、その来年度の入札といいますか、そのタイミングって2月とかそのぐらい。

清水産業技術部長 わかりません、こればかりは。

満田委員 ああ、そうですか。すみません。

清水産業技術部長 私どもの知る所ではないのです。ただし、昨年度の例で申しますと、制度ごとにばらつきはありましたけれども、一番早いもので3月です。当然のことながら、予算が確定しないと本来は公募できないのですけれども、予算が確定することを前提に準備が始まるのが3月末だと思っております。今年もそれぐらいのタイミングから動き始めるのかとは

思っております。

原科委員長 では、そんなに急がなくていいような。

どうぞ、松本委員。

松本委員 ということは、やはりこれ予算措置を検討してほしい部分がありますので、1月ぐらいには出した方がいいと思います。

原科委員長 年内でなくてもいいけれども、1月に出したいと。そうすると、我々の任期はきょうでおしまいになりますからね、委員は。

じゃあ、きょうで終わります。後はOB会になりますから。OB・OG会でやるということになります。

じゃあ、きょうこの段階では決まらないので、そういうことをやるということ、リユニオンを約束したということになります。

それでは、この後もそういうことで、有志で議論をして、今のような趣旨で提言を出させていたきたいと思います。

じゃあ、まず柳先生と松本委員、お2人でご相談いただいて、案を出していただいて、それをやりとりしましょう。新年でももしや何か会う機会があれば、そのときにやるとかしめよう。

それでは、この件はそのようにいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

予定、あとちょうど10分でございますので、この辺で、この委員会はここの段階で閉じてよろしいでしょうか。

事務局、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議論はここまでいたしますが、委員会の我々の仕事とします、最終的に、策定委員会でございますので、策定委員会報告ということでこれを提出させていただきます。これは中身は先ほど皆さんお認めいただいたとおりでございますけれども、こういうふうなことで今用意していただきました。

ちょっと読み上げましょうか。

じゃ、読み上げますね。

日本貿易振興機構（ジェトロ）理事長、林康夫殿。

ジェトロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会報告の件。

平成18年10月23日付文書にて委嘱された委員により構成された表記委員会の報告として、別添のとおりジェトロ環境社会配慮ガイドライン（案）を提出いたします。

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会委員長、原科幸彦。サインをいたします。

本日、平成19年12月12日付でございます。

よろしいですか。

それでは、よろしくをお願いします。

じゃこれをサインしてからお渡しします。

それではお渡しいたします。(拍手)

住吉理事 どうもありがとうございます。

昨年の10月から、ですからほぼ14カ月、いわゆる本会議というか公開の委員会が17回、それからワーキンググループの会合が11回ということで、合わせて28回協議をいただきました。この間、原科委員長を初めまして皆さん大変お忙しい中、ジェットロのためということと、環境社会配慮のためということで、皆さん大変ご尽力いただきました。ジェットロをまず代表して御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。大変ジェットロの実態に合ったガイドラインを策定することができました。本当にありがとうございます。

我々こうやって議論に加えさせていただいて、こうした成果としてガイドラインができたわけでありましてけれども、それ以外に副産物という何ですけれども、こういった環境社会配慮の理解が非常に深まったわけですね。大変ありがたいことだと思っています。これは画餅に帰すことなく、絵に書いたもちにならないように、先ほど総務部長が言っていましたけれども、これは職員に研修とか勉強会とかをしなくてはいけないんで、これはもちろん藤崎さんとか事務局の方が中心になってやっていただけたと思いますけれども、職員に対して今様にわかりやすくビデオにつくって、教材をつくるというようなことをすると言っていましたので、徹底してやっていきたいというふうに考えています。

それから、ちょっと思ったんですけれども、NGOの皆さんですね、特に昨今国際協力の分野において大変重要なプレイヤーというふうになっているわけでありまして、そういったNGOの皆さんと、ジェットロといたしましても途上国の協力あるいは貿易開発分野、そういった事業の実施に当たって、一層連携を強化して事業を実施していけると、ジェットロの事業、これが幅広くかつ深く成果が上がっていくんじゃないのかなというふうに考えていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。特に諮問委員会についても、できれば皆さんにご参加をいただけるような形で考えたいと思っておりますので、それもあわせましてお願ひをしておきたいと思ひます。

最後に、重ねまして委員の皆様、大変ありがとうございました。

原科委員長 どうもありがとうございます。

大変前向きなおあいさつをいただきまして、ありがとうございます。我々検討委員会、本当に長い間 14カ月とはちょっと気がつかなかった。確かにそうですね。そして、それ以外の会議もやりましたが、今おっしゃったとおりでございます。

私は、JICAあるいはJBICそれぞれのガイドラインの作成にも深くコミットして参りましたが、このメンバー、かなりの方もそれらに参加してこられました。我々はそういった経験がありますので、そういうことからこちらスムーズにいくかなと思ったんですけども、やはりお仕事の内容が大分違いますので、最初は戸惑いました。しかし、いろいろ教えていただいたおかげで我々の方も理解が深まりまして、ジェットロにふさわしいようなガイドラインができたかと思えます。ただ、我々まだわからない点もいっぱいございますので、ぜひまた教えていただきたいということでございます。

私は、やはり産業界がこういう環境配慮が必要だということを実によく理解していただくということが、日本の将来にとって重要なことだと思います。国際的な展開で産業界の活動は大変大きいわけですから、そういうところに対してジェットロがどんどんこういうふうな形で環境社会配慮の考え方、それからその方法とかですね、そういうことを伝えていただくと、本当に日本全体の活動が国際的にも高く評価されるようになると思いますので、それを大変期待しております。その意味では、ジェットロのそういう公共的な役割は大変大きいと考えます。今回の環境社会配慮ガイドラインというのは、そういう公共的な面を具体的に示すものの一つですので、ぜひこれを積極的に活用していただきたいと思えます。

我々も今おっしゃったようなことに十分こたえる覚悟はございます。NGOの皆さん、それから専門家の皆さん、それから産業界の皆さんそれぞれおられますので、ぜひ協力させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

事務局（植田） それでは、皆様、大変お疲れさまでございました。

午後5時28分閉会